

障害福祉サービス事業所等における運営時の留意事項について

令和5年度までに行った実地指導において、指摘の多かった事項や特に注意が必要な点について、別添のとおりまとめておりますので御確認ください。
 人員配置、報酬算定に関する指摘については、過誤調整の対象となった事例も多く見られるため、定期的に人員配置基準、加算の算定要件について見直しを行ってください。

また、個別支援計画及びサービス等利用計画については、適切な過程を経て作成されていない事例がありましたので、別添「個別支援計画等の作成について」を参照の上、適切に作成してください。

なお、本資料の記載内容については、令和5年度における基準に沿ったものであり、令和6年度報酬改定の内容によっては、記載内容が一部異なる場合もあるため、あらかじめ御承知おきください。

1 資料の構成

	資料の種類	具体的な内容
1	人員配置について	管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、直接処遇職員の配置について
2	運営について	重要事項説明書、契約書、運営規程、利用者負担額の受領、秘密保持等、身体拘束の適正化等について
3	個別支援計画について	個別支援計画の作成の過程について（相談系サービスを除く。）
4	計画相談支援について	サービス等利用計画の作成の過程について（相談系サービスのみ。）
5	報酬算定について	基本報酬及び各種加算の算定について

2 資料の読み方

「サービス種別」欄に記載の各略称は、以下のとおりです。

略称	該当するサービス
(空欄)	各サービスにおいて広く共通するもの。
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
通所系サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
相談系サービス	計画相談支援、障害児相談支援
児童通所系サービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援